

## あいちテレワークサポートセンター・テレワーク体験スペース利用規約

本利用規約（以下「本規約」という。）は、あいちテレワークサポートセンター内に設置するテレワーク体験スペースの利用に関する事項を定めたものです。本規約に同意した上で利用してください。

### 第1条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

(1) 「テレワーク体験スペース」とは、愛知県があいちテレワークサポートセンター内に設置され、テレワーク体験のために事前に利用申込を行った法人企業の従業員および個人事業主等が一時的に業務を行うために時間単位でワークスペースを体験できる施設（以下「本施設」という。）のことをいいます。

#### <本施設>

住所：愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38

愛知県産業労働センター（ウイंकあいち）17階

あいちテレワークサポートセンター内

(2) 「利用者」とは、愛知県が指定する Web サイト（以下「Web サイト」という。）より利用者登録をした個人をいいます。

なお、第3条に定める運営管理者が本施設内で実施するイベント又はセミナー等（以下「イベント等」という。）にのみ参加する個人も含まれます。

### 第2条「利用規約の遵守」

本施設の利用にあたっては、この本規約に定める事項を遵守するものとします。

### 第3条「運営管理者」

本施設は、愛知県が民間事業者（以下「運営管理者」という。）に委託して運営します。

### 第4条「利用者要件」

本施設は、愛知県内在住又は在勤で、企業等で働く方（個人事業主を含む）が利用できます。なお、企業等とは、別表に定める要件を満たしていることが必要です。

## 第5条「本施設の利用」

- 1 本施設は利用者が働くための環境を提供するものであり、事前予約を行ったうえで利用することができます。
- 2 利用者は、平日午前9時30分から午後6時、土曜日午前10時から午後5時（国民の祝日や年末年始を除く）までの間の予約をした時間に限り利用することができます。予約した時間外は本施設を利用することはできません。
- 3 予約は、原則 Webサイトからの申込みとし、利用希望日の1ヶ月前から、1日1回限り、15分単位で最大4時間まで予約可能です。
- 4 休業スケジュールについては、Web サイトを確認してください。
- 5 利用者が初めて本施設を利用する際は、予約完了画面又はその画面を印刷したものと運転免許証、健康保険証など氏名と居住地が確認可能な身分証明書又は社員証など勤務地が確認できるものを提示してください。2回目以降の利用について、初回利用時に発行される「利用者カード」と予約完了画面又はその画面を印刷したものを提示してください。利用者カード紛失時は原則1回まで再発行可能とします。
- 6 予約時間から15分を超えて無断で遅れる場合は当該予約を取消します。
- 7 本施設内では、運営管理者が定める方法に従い、Wi-Fi、コピー機（印刷枚数制限有り）及びロッカーが利用できます。
- 8 利用後は、机・椅子などを元の状態に戻してください。
- 9 利用にあたっては、施設や什器等の汚損がないよう注意してください。
- 10 天変地異、テロ、感染症、疫病、火災、その他の不可抗力事由に基づき、本件施設の提供が不能な場合は管理者の判断により予告なく利用停止となります。
- 11 善良なる管理者の注意義務をもって本施設を利用できるものとします。利用目的や方法によってはご利用をお断りする場合があります。必ず館内ルールに従って利用してください。

## 第6条「利用料金」

本施設の座席・什器等の利用は原則として無料で利用できます。

## 第7条「イベント等の開催」

- 1 本施設の全部もしくは一部又は運営管理者が指定するスペースにおいて、運営管理者がイベント等を実施する場合、運営管理者はイベント等の準備のため又は実施のため、利用者による施設の利用を一時的に制限することができます。利用者はこれに意義なく承諾するものとします。
- 2 運営管理者は利用者に対し、WEB サイト内にイベント等の開催スケジュールを予め告知します。

## 第8条「禁止事項」

運営管理者は、利用者が、本施設内において以下の各号の行為又はこれに類似する行為を禁止し、利用者が仮に当該禁止行為を行った場合には、直ちに本施設の利用を中止させることができることとします。

- (1) 立入禁止された場所に侵入すること
- (2) 喫煙又は飲酒をすること
- (3) 寝位による仮眠を取ること
- (4) 他利用者に迷惑を及ぼす音、携帯電話通話、振動又は臭気等を発生させる行為
- (5) ネットワーク又はシステム等に過度に負担をかける行為
- (6) 机や椅子等に私物等を置くことで、長時間占有（場所取り等）をする行為
- (7) 本規約第7条の場合を除き、利用者以外の者を室内に入れること
- (8) その他運営管理者が不適切と判断する行為

## 第9条「責任区分」

1 荷物・貴重品・電子データなどは利用者が自己の責任で管理してください。万が一盗難、紛失した場合も、運営管理者は一切責任を負いません。

2 前条第6号に定める、長時間放置された私物等（以下「放置物」という。）について、これが他の利用者の迷惑になると運営管理者が判断した場合、運営管理者は、当該放置物を他の場所に移動させ、放置発見日を含めて7日間は別の場所にて保管し、その後貴重品については最寄りの警察署へ届け、その他の物品については処分します。放置物が飲食物や雑誌等であった場合、運営管理者はこれらを即日処分します。

3 本施設の建造物・設備・備品など毀損及び破損又は紛失した場合は、速やかに運営管理者に連絡してください。利用者の故意又は過失による場合、修理代等を全額実費負担していただきます。

4 利用者は、自ら保有する情報の管理を自己の責任において行ってください。第三者による、情報の漏洩、データの消失、その他の事由によって利用者が生じた損害について、運営管理者は一切の責任を負わないものとします。

5 本施設の名称は予告なく変更となる場合があります。これにより利用者又は第三者に損害が発生した場合であっても、運営管理者は一切の責任を負いません。

## 第10条「権利の譲渡及び貸与の禁止」

本施設を利用する権利は、第三者に譲渡や貸与をすることはできません。

## 第11条「不当行為による利用制限」

利用者が下記の事由に該当する行為を行った場合、運営管理者の判断で、利用者の以降の利用をお断りする場合がございます。

- (1) 運営管理者や利用者又は第三者に損害を与える恐れがあると運営管理者が判断した場合
- (2) 本規約に反する行為があった場合

### 第12条「個人情報の取り扱い」

運営管理者は、利用者登録時にご提供いただいた個人情報を本施設の運営やそれに関わる事業以外には利用致しません。また、当該個人情報は、WEBサイトに公表する「個人情報保護について」に則って取り扱うものとします。

### 第13条「利用規約の変更」

- 1 本施設の運営上必要な範囲で本利用規約を変更することがあります。
- 2 前項による本利用規約の変更にあたり、事前に本利用規約を変更する旨、変更後の本利用規約の内容及び効力発生日を予約サイトに掲出し、又は利用者に電子メールで通知します。
- 3 変更後の本利用規約の効力発生日以降に利用者が本施設を利用したときは、利用者は、本利用規約の変更に同意したものとみなします。

以上

### 附 則

(施行期日)

この規約は、令和3年8月18日から施行します。

### 別表

1	企業のほか、一派社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人等、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第2の「公益法人等」に該当（法人税法その他法人税に関する法令の規定の運用について「公益法人等」とみなす特定非営利活動法人を含む。）、又は別表第3の「協同組合等」、個人事業主のいずれかに該当すること。ただし、次の①から③のいずれかに該当するものは除きます。
---	--

	<ol style="list-style-type: none"><li>① 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの（同窓会、同好会等）</li><li>② 特定団体の構成員または特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの</li><li>③ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの（後援会等）</li></ol>
--	---

2	<p>過去5年間に重大な法令違反がないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・違法行為による罰則の適用を受けた場合、労働基準監督署により違反の事実が検査官に送致された場合、消費者庁の措置命令があった場合などの法令違反がないこと、また、法例違反等の状況が解消されてから5年が経過している必要があります。</li> </ul>
3	賃金や労働時間に関する労働福祉関係法令を遵守していること
4	国税及び地方税の滞納がないこと
5	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する事業を行っていないこと</p>
6	<p>「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置の対象となる法人でないこと。</p>